

# SA2026

## ○法改正 & 新法特集

問題編.....p018

法改正 & 新法ナビ.....p050

## ○問題編

常にでる.....p065

よくでる.....p381

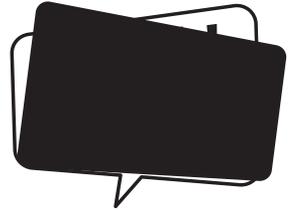
## ○法学ナビ.....p515

# でる順SA 2026

KEISATSU

## KORON PASSPORT

— 昇任試験対策アプリ —



### ご利用ガイド

App Store



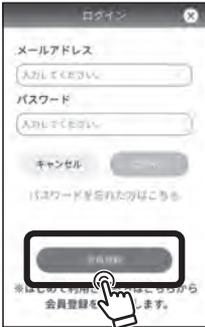
Google Play



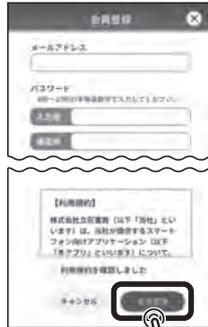
まず、上の2次元コードよりアプリをインストール

#### Step 1 会員登録

① ログイン画面下部の「会員登録」をタップ



② 必要事項を入力し「会員登録」をタップ



③ ご登録のアドレスにメールが届いたら、記載のURLへアクセスすると会員登録完了です



スマホでいつでもできるね!

### シリアルナンバーは

雑誌「警察公論」本誌  
巻末の懸賞ハガキに  
印字されています



#### Step 2 配信問題のダウンロード

① 画面右上の  をタップしてシリアルナンバーを入力



② 配信問題の横にある  をタップするとダウンロードされます



※1つのシリアルナンバーで利用できるのは1アカウントのみとなります。

※配信問題には、1年間の使用期限がございます。使用期限は、発売月の10日(例えば、10月号の場合は9月10日)から翌年同月の9日までとなります。



**シリアルナンバー**

配信問題ID	01	02	03	04	05
01	( )	( )	( )	( )	( )
02	( )	( )	( )	( )	( )
03	( )	( )	( )	( )	( )
04	( )	( )	( )	( )	( )
05	( )	( )	( )	( )	( )

本誌巻末の懸賞ハガキに印刷されたシリアルナンバーを入力してください。

※本誌巻末の懸賞ハガキに印刷されたシリアルナンバーは、10月号の発行日より有効となります。

※本誌巻末の懸賞ハガキに印刷されたシリアルナンバーは、10月号の発行日より有効となります。

※本誌巻末の懸賞ハガキに印刷されたシリアルナンバーは、10月号の発行日より有効となります。

※本誌巻末の懸賞ハガキに印刷されたシリアルナンバーは、10月号の発行日より有効となります。

個人情報保護委員会

# SA2026

## 目次

### 法改正 & 新法特集

知らなきゃ損！法改正 & 新法 SA の重要性..... p016

科目番号 001 ~ 031	001	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪【令和5年の刑法改正】.....	p018
	002	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪【令和5年の刑法改正】.....	p019
	003	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪【令和5年の刑法改正】.....	p020
	004	16歳未満の者に対する面会要求等罪【令和5年の刑法改正】.....	p021
	005	16歳未満の者に対する面会要求等罪【令和5年の刑法改正】.....	p022
	006	逮捕手続における個人特定事項の 秘匿措置【令和5年刑訴法改正】.....	p023
	007	公判期日等への出頭及び裁判の執行を 確保するための規定の整備【令和5年の刑訴法改正】.....	p024
	008	位置測定端末装着命令【令和5年の刑訴法改正】.....	p025
	009	性的姿態撮影等処罰法【令和5年の新法】.....	p026
	010	性的姿態撮影等処罰法【令和5年の新法】.....	p027
	011	性的姿態撮影等処罰法【令和5年の新法】.....	p028
	012	DV防止法【令和5年改正】.....	p029
	013	入管法【令和5年の改正】.....	p030
	014	入管法【令和6年の改正】.....	p031
	015	大麻取締法及び麻向法【令和5年の改正】.....	p032
	016	銃刀法（発射罪等関連）【令和6年の改正】.....	p033
	017	銃刀法（電磁石銃・ライフル銃等関連）【令和6年の改正】.....	p034
	018	風営法【令和7年の改正】.....	p035
	019	地域警察運営規則【令和6年の改正】.....	p036
	020	道交法【令和6年の改正】.....	p037
	021	道交法【令和6年の改正】.....	p038
	022	逃走罪【令和5年の改正】.....	p039
	023	侮辱罪【令和4年の刑法改正】.....	p040
	024	困難女性支援法【令和4年の新法】.....	p041
	025	こども性暴力防止法【令和6年の新法】.....	p042
	026	AV出演被害救済法【令和4年の新法】.....	p043
	027	AV出演被害救済法【令和4年の新法】.....	p044
	028	刑訴法【令和5年の改正】.....	p045
	029	刑訴法【令和5年の改正】.....	p046
	030	道交法【令和4年の改正】.....	p047
	031	警察法【令和4年の改正】.....	p048

法改正 & 新法ナビ..... p050

# 常にでる

## 憲法

科目番号  
001 ~ 025

032	憲法の基本原理	p066
033	天皇の地位と権能	p067
034	天皇の国事行為	p068
035	基本的人権	p069
036	人権の分類	p070
037	人権の享有主体性	p071
038	外国人の人権	p072
039	公務員の地位と基本的人権	p073
040	肖像権と警察活動	p074
041	表現の自由	p075
042	人身の自由	p076
043	不当な抑留及び拘禁からの自由	p077
044	住居の不可侵	p078
045	被告人の権利	p079
046	黙秘権	p080
047	自白	p081
048	財産権	p082
049	受益権	p083
050	国民の義務	p084
051	国会	p085
052	国会議員の特権	p086
053	内閣	p087
054	内閣総理大臣の権限	p088
055	裁判所	p089
056	憲法改正	p090

## 行政法

科目番号  
001 ~ 025

057	警察の責務	p091
058	国家公安委員会	p092
059	都道府県公安委員会	p093
060	都道府県警察	p094
061	都道府県警察相互間の関係	p095
062	援助の要求	p096
063	管轄区域外における職権行使	p097
064	緊急事態の布告	p098
065	苦情申出制度	p099
066	職務質問	p100
067	所持品検査	p101
068	自動車検問	p102
069	任意同行	p103
070	凶器捜検	p104
071	保護	p105
072	避難等の措置	p106
073	犯罪の予防・制止	p107
074	立入り	p108
075	武器の使用	p109
076	武器の使用	p110

077	即時強制	p111
078	懲戒と分限	p112
079	地方公務員の服務	p113
080	地方公務員法における罰則	p114
081	国家賠償法	p115

## 刑法

科目番号  
001 ~ 065

082	刑法の場所的適用範囲	p116
083	刑法の場所的適用範囲	p117
084	犯罪の成立要件	p118
085	罪刑法定主義	p119
086	身分犯	p120
087	不作為犯	p121
088	結果的加重犯	p122
089	未遂犯が処罰される犯罪	p123
090	因果関係	p124
091	違法性阻却事由	p125
092	正当防衛	p126
093	緊急避難	p127
094	責任能力	p128
095	過失犯	p129
096	目的犯	p130
097	錯誤	p131
098	事実の錯誤	p132
099	未遂	p133
100	中止犯	p134
101	共同正犯	p135
102	教唆犯	p136
103	幫助犯	p137
104	共犯の錯誤	p138
105	刑罰の種類と適用	p139
106	公務執行妨害罪	p140
107	公務執行妨害罪	p141
108	賄賂の罪	p142
109	賄賂の罪	p143
110	犯人蔵匿等罪	p144
111	往来を妨害する罪	p145
112	不正指令電磁的記録に関する罪	p146
113	放火の罪	p147
114	放火の罪	p148
115	文書偽造の罪	p149
116	文書偽造の罪	p150
117	暴行罪及び傷害罪	p151
118	傷害罪	p152
119	同時傷害の特例	p153
120	殺人の罪	p154
121	遺棄の罪	p155
122	逮捕・監禁罪	p156
123	脅迫罪	p157
124	略取・誘拐の罪	p158

125	住居等侵入罪	p159
126	住居等侵入罪	p160
127	業務妨害罪	p161
128	名誉毀損罪	p162
129	財産犯の客体	p163
130	不法領得の意思	p164
131	親族相盗例	p165
132	窃盗罪	p166
133	窃盗罪	p167
134	窃盗罪	p168
135	強盗罪	p169
136	事後強盗罪	p170
137	詐欺罪	p171
138	詐欺罪	p172
139	恐喝罪	p173
140	横領の罪	p174
141	横領の罪	p175
142	背任罪	p176
143	盗品等に関する罪	p177
144	事例と刑責	p178
145	事例と刑責	p179
146	罪数	p180

## 刑事訴訟法

科目番号  
001 ~ 065

147	司法警察員と司法巡査の権限	p181
148	司法警察員と司法巡査の権限	p182
149	司法警察職員と検察官の関係	p183
150	弁護人選任権者	p184
151	被疑者国選弁護制度	p185
152	接見交通権	p186
153	接見指定	p187
154	告訴・告発	p188
155	告訴・告発	p189
156	告訴不可分の原則	p190
157	自首	p191
158	検視	p192
159	任意捜査と強制捜査	p193
160	通常逮捕	p194
161	通常逮捕	p195
162	逮捕状の緊急執行	p196
163	逮捕状の緊急執行	p197
164	現行犯逮捕の要件	p198
165	現行犯逮捕	p199
166	準現行犯逮捕の要件	p200
167	準現行犯逮捕	p201
168	緊急逮捕	p202
169	緊急逮捕	p203
170	軽微事件の現行犯逮捕	p204
171	引致	p205
172	逮捕後の手続	p206

173	弁解録取手続	p207
174	被疑者の勾留	p208
175	同一事実による再逮捕	p209
176	令状による捜索・差押え	p210
177	令状による捜索・差押え	p211
178	捜索・差押えの実施	p212
179	捜索・差押えの実施	p213
180	捜索・差押えの範囲	p214
181	捜索・差押えの立会人	p215
182	捜索・差押え時における写真撮影	p216
183	捜索・差押えにおける必要な処分等	p217
184	捜索・差押えの夜間執行	p218
185	押収拒絶権者	p219
186	令状によらない捜索・差押え	p220
187	令状によらない捜索・差押え	p221
188	令状によらない捜索・差押え	p222
189	捜索・差押え全般	p223
190	押収物の保管・処分等	p224
191	検証	p225
192	身体検査	p226
193	鑑定	p227
194	鑑定及び身体検査	p228
195	検証及び実況見分	p229
196	必要な令状	p230
197	強制採尿・強制採血	p231
198	身体に対する令状による捜索・差押え・検証	p232
199	領置	p233
200	被疑者の取調べ	p234
201	取調べ全般	p235
202	送致・送付	p236
203	公訴時効	p237
204	公判前整理手続	p238
205	合意制度	p239
206	証拠	p240
207	証拠能力・証明力	p241
208	自白	p242
209	自白法則・自白の補強法則	p243
210	伝聞法則	p244
211	捜査書類の証拠能力	p245
212	ハラスメント	p246
213	地方公務員の服務	p247
214	被疑者取調べ監督制度	p248
215	捜査費	p249
216	懲戒処分と分限処分	p250
217	捜査と留置の分離	p251
218	被留置者の護送	p252
219	拳銃の使用	p253
220	情報セキュリティ対策	p254

## 総務・警務

科目番号  
001～015

221	遺失物法	p255
222	ワークライフバランスの推進	p256
223	健康管理	p257
224	犯罪被害給付制度	p258
225	苦情申出制度	p259
226	相談業務	p260

## 生活安全

科目番号

001 ~ 030

227	防犯ボランティア活動	p261
228	保護	p262
229	行方不明者発見活動	p263
230	恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の対応	p264
231	ストーカー規制法	p265
232	配偶者からの暴力への適切な対応	p266
233	児童虐待への対応	p267
234	児童虐待防止法	p268
235	高齢者・障害者虐待への対応	p269
236	女性と子供を犯罪から守るための活動	p270
237	子供対象・暴力的性犯罪出所者による再犯防止措置	p271
238	人身安全関連事案への対策	p272
239	人身安全関連事案における被害者等の対応	p273
240	いじめ対策	p274
241	少年警察活動	p275
242	少年事件の処理	p276
243	触法少年・ぐ犯少年	p277
244	福祉犯	p278
245	AV出演被害防止に向けた各種対策	p279
246	刃物の携帯禁止	p280
247	風営法上の報告・立入り	p281
248	風俗営業を営む者の禁止行為	p282
249	ホストクラブ等の売掛金等に起因する事案	p283
250	特定商取引法	p284
251	利殖勧誘事犯	p285
252	動物関連事案への対応	p286
253	廃掃法	p287
254	近時における特殊詐欺の特徴	p288
255	サイバー犯罪	p289
256	不正アクセス禁止法	p290

## 地域

科目番号

001 ~ 010

257	地域警察の任務	p291
258	積極的な街頭活動	p292
259	巡回連絡	p293
260	交番相談員	p294
261	交番・駐在所連絡協議会	p295
262	警察用自動車による緊急走行	p296
263	急訴事案受理時の措置	p297
264	通信指令	p298
265	簡易書式例対象事件	p299
266	受傷事故防止	p300

## 刑事

科目番号  
001 ~ 035

267	特殊詐欺対策	p301
268	選挙違反取締り	p302
269	大麻事犯の取締り	p303
270	薬物再濫用防止対策	p304
271	証拠物件の合理的かつ適正な管理等	p305
272	DNA型鑑定資料	p306
273	性犯罪捜査	p307
274	犯罪収益対策	p308
275	組織犯罪対策	p309
276	暴力団対策の推進	p310
277	暴力的要求行為の禁止等	p311
278	広域捜査	p312
279	弁解録取	p313
280	告訴・告発の取扱い	p314
281	被疑者の取調べ等	p315
282	被害者等の対応	p316
283	誘拐又は誘拐の疑いのある事案等における対応	p317
284	死体現象	p318
285	銃器対策の推進	p319
286	薬物対策の推進	p320
287	臨場及び現場保存要領	p321
288	ポリグラフ検査	p322
289	現場における初動措置要領	p323
290	暴力団排除等のための部外への情報提供	p324
291	検視等	p325
292	デジタルカメラで撮影した画像の管理等	p326
293	被疑者の公開捜査	p327
294	迅速・確実な被害届の受理	p328
295	捜査資料の管理	p329
296	盗品等捜査	p330
297	遺留品捜査	p331
298	窃盗事件の捜査要領	p332
299	コントロールド・デリバリー捜査	p333
300	取調べの録音・録画	p334
301	重要凶悪事件に係る的確な捜査	p335

## 交通

科目番号  
001 ~ 025

302	免許の効力の仮停止	p336
303	点数制度によらない行政処分	p337
304	特定小型原動機付自転車等の交通方法	p338
305	特定自動運行の概要	p339
306	交通事故事件捜査	p340
307	ひき逃げ事件の捜査	p341
308	交通規制	p342
309	交通事故抑止に資する交通指導取締り	p343
310	交通反則通告制度	p344
311	大規模災害に伴う交通規制	p345
312	ゾーン30	p346
313	道路使用許可	p347
314	良好な自転車交通秩序の実現	p348

315	高齢運転者対策	p349
316	歩行者優先と正しい横断の徹底	p350
317	放置違反金制度	p351
318	呼気検査と飲酒検知拒否罪	p352
319	飲酒運転周辺者三罪	p353
320	危険運転致死傷罪等	p354
321	安全運転管理者制度	p355
322	運転免許の点数制度	p356
323	物件事故処理要領	p357
324	緊急自動車の特例等	p358
325	認知機能検査等	p359
326	高齢者講習	p360

## 警備

科目番号  
001 ~ 020

327	警備警察の意義	p361
328	警備情報活動	p362
329	軽微犯罪の特徴	p363
330	治安警備実施	p364
331	日本共産党の動向	p365
332	右派系市民グループ	p366
333	極左暴力集団	p367
334	大衆・労働運動	p368
335	オウム真理教	p369
336	重要防護対象における警戒警備	p370
337	梅雨期及び台風期における災害警備	p371
338	災害警備活動	p372
339	警察災害派遣隊	p373
340	警護	p374
341	警衛	p375
342	在留カード偽変造事犯の取締り	p376
343	北朝鮮による拉致容疑事案等	p377
344	経済安全保障	p378
345	我が国におけるテロ対策	p379
346	国際テロ情勢	p380

## よくでる

## 憲法

科目番号  
026 ~ 035

347	基本的人権の限界	p382
348	法の下での平等	p383
349	思想・良心の自由	p384
350	信教の自由	p385
351	遡及処罰の禁止・一事不再理等	p386
352	経済的自由権	p387
353	社会的基本権	p388
354	参政権	p389
355	地方自治	p390
356	条例	p391

## 行政法

科目番号  
026 ~ 035

357	現行犯人に関する職権行使	p392
358	行政処分	p393
359	権限の委任・代理等	p394
360	地方自治	p395
361	行政強制	p396
362	行政不服審査法	p397
363	地方公務員の守秘義務	p398
364	懲戒処分	p399
365	条例	p400
366	行政事件訴訟法	p401

## 刑法

科目番号  
066 ~ 100

367	刑法の基本原則	p402
368	犯罪行為の形態	p403
369	正当防衛及び緊急避難	p404
370	誤想防衛及び過剰防衛	p405
371	故意・過失	p406
372	原因において自由な行為	p407
373	間接正犯	p408
374	実行の着手と成立罪名	p409
375	共犯関係からの離脱	p410
376	予備罪	p411
377	不能犯	p412
378	不可罰的事後行為	p413
379	刑の加重・減輕・執行猶予	p414
380	観念的競合	p415
381	職務強要罪	p416
382	偽証罪	p417
383	証拠隠滅等罪	p418
384	証人等威迫罪	p419
385	虚偽告訴等罪	p420
386	特別公務員職権濫用罪及び特別公務員暴行陵虐罪	p421
387	通貨偽造の罪	p422
388	電磁的記録不正作出罪	p423
389	賭博の罪	p424
390	自殺関与罪及び同意殺人罪	p425
391	強要罪	p426
392	電子計算機損壊等業務妨害罪	p427
393	略取・誘拐及び人身売買の罪	p428
394	財産犯	p429
395	窃盗罪	p430
396	詐欺罪	p431
397	暴行の意義	p432
398	刑法理論	p433
399	事例と刑責	p434
400	事例と刑責	p435
401	罪数	p436

## 刑事訴訟法

科目番号  
066 ~ 100

402	司法警察員と司法巡查の権限	p437
403	接見交通権	p438
404	接見指定	p439
405	告訴・告発	p440
406	告訴不可分の原則	p441
407	自首・検視	p442
408	逮捕状の請求	p443
409	再逮捕	p444
410	私人による現行犯逮捕	p445
411	準現行犯逮捕	p446
412	緊急逮捕	p447
413	軽微事件の逮捕	p448
414	搜索差押許可状の請求	p449
415	搜索差押許可状の請求	p450
416	リモートアクセスによる差押え	p451
417	別事件の証拠品を発見した場合の措置	p452
418	搜索・差押え終了後の措置	p453
419	押収物の還付・仮還付	p454
420	各種鑑定	p455
421	通信傍受	p456
422	命令状と許可状	p457
423	実況見分	p458
424	公務所等に対する照会	p459
425	取調べの録音・録画	p460
426	公訴	p461
427	即決裁判手続	p462
428	略式命令	p463
429	刑事免責制度	p464
430	伝聞例外	p465
431	証拠全般	p466
432	証拠の種類	p467
433	合意制度	p468
434	違法収集証拠の証拠能力	p469
435	裁判員制度	p470
436	裁判員裁判の対象事件	p471

## 総務・警務

科目番号  
016 ~ 020

437	警察職員ピアサポート制度	p472
438	女性職員の活用推進・両立支援制度	p473
439	個人情報保護	p474
440	若手警察官の育成方策	p475
441	公用車の交通事故の防止	p476

## 生活安全

科目番号  
031 ~ 040

442	安全・安心まちづくり	p477
443	古物営業法	p478
444	探偵業	p479
445	非行なし事案の防止	p480
446	私事性画像被害防止法	p481
447	銃刀法における許可の基準	p482
448	売春防止法	p483

	449	不法就労外国人に係る雇用関係事犯の取締り	p484
	450	人身取引事犯	p485
	451	特殊詐欺の手口と対策	p486
<b>地域</b>	452	自動車検問	p487
	453	緊急配備	p488
科目番号 011～015	454	110 番映像通報システム	p489
	455	雑踏警備	p490
	456	無線機器の適正な保管管理	p491
<b>刑事</b>	457	面割捜査	p492
	458	捜査特別褒賞金	p493
科目番号 036～045	459	身元確認制度	p494
	460	取調べ状況報告書等	p495
	461	取調べの一層の高度化・適正化	p496
	462	匿名・流動型犯罪グループ対策	p497
	463	犯罪手口制度	p498
	464	再被害防止要綱	p499
	465	適正な捜査関係事項照会書等の運用	p500
	466	構造的不正事件	p501
<b>交通</b>	467	交通街頭活動中における受傷事故防止	p502
	468	国際運転免許証等	p503
科目番号 026～030	469	停車及び駐車	p504
	470	交通違反否認事件	p505
	471	交通事故に係る被害者支援	p506
<b>警備</b>	472	日本赤軍・「よど号」グループ	p507
	473	対日有害活動	p508
科目番号 021～027	474	サイバーテロ	p509
	475	アウトリーチ活動	p510
	476	爆発物の原料に係る管理者対策等	p511
	477	ローン・オフエンダー等対策	p512
	478	小型無人機等対策	p513

## 法学ナビ

憲法	p516
行政法	p521
刑法	p527
刑事訴訟法	p536

**SA2026**

**法改正 & 新法**

---

**特集**

# 法改正 & 新法 SA 対策の重要性

「法改正や新法の知識は重要だ」よく耳にする言葉だと思います。

法改正や新法の施行は常に行われており、適切な職務執行のためには、日頃からその動向を注視し、知識をアップデートするように努めなければなりません。

ただ、職務上の法改正や新法の重要性は耳にすることが多いかもしれませんが、あまり知られていないのが、職務だけではなく、実は**SA対策としても法改正や新法は重要だ**ということです。ここでは、データを見ながらその重要性を解説します。

## 1 法学 SA

以下は、令和6年度に実施された昇任試験における刑法SAの出題テーマランキングBest5です。

ランキング	テーマ	出題率*
1	違法性阻却事由(正当防衛、緊急避難が中心)	約90%
2	共犯(共同正犯が中心)	約80%
3	不同意性交等罪・不同意わいせつ罪	約70%
4	窃盗罪	約60%
5	詐欺罪	約60%

\*どれくらいの都道府県で出題されているかを表します。例えば、「出題率約90%」の場合、約9割の都道府県で出題されているということになります(警察公論編集部独自の調査・分析に基づくもの)。

違法性阻却事由や共犯は、どの都道府県でいつ出題されてもおかしくない超頻出テーマの常連ですが、注目してほしいのは、それらと並んで、**法改正が行われ新設された不同意性交等罪・不同意わいせつ罪がランキング第3位**であるという点です。

試験対策の王道は、出題率の高いテーマから攻略していくことです。出題率の低いテーマをいくら勉強しても試験合格には近づきません。

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は特に重要な法改正ですので、今後数年は高頻度で出題される傾向が続くとみてよいと思います。そうすると、**これだけ出題率が高いテーマを勉強しないまま試験に臨むというのは試験対策上おすすめしません**。SA2026で十分に対策しておきましょう。

また、刑法だけでなく、例えば刑訴法でも、**公判期日への出頭等を確保するための罰則の新設や、犯罪被害者等の情報を保護するための規定の整備**など重要な法改正が行われているので、SA2026で確認しておきましょう。

## 2 実務SA

以下は、令和6年度に実施された昇任試験における交通SAの出題テーマランキングBest5です。

ランキング	テーマ	出題率
1	自転車対策	約90%
2	特定小型原動機付自転車	約80%
3	高齢者対策	約70%
4	点数制度	約60%
5	交通規制	約60%

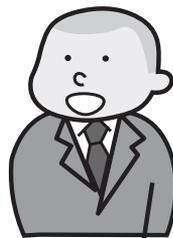
法学と同様、**実務SAでも法改正&新法は頻出**です。

例えば上図で示したように、**特定小型原動機付自転車**をテーマとした問題は、令和6年度の昇任試験では約8割の都道府県で出題されています。

ランキング第1位の自転車対策も近年特に重要なテーマで、令和6年度の出題では直接的には法改正が問題となってはいませんが、令和6年11月に自転車の「**ながら運転**」の罰則が強化されたこと、**自転車の酒気帯び運転に罰則**が適用されることになったことから、令和7~8年度のSA試験でも高い出題率を維持することが予想されますし、直接的に法改正の部分が問われることになるでしょう。

交通以外でも、例えば生活安全では**改正DV防止法**や**改正ストーカー規制法**、**改正少年法**や**改正銃刀法**が頻出テーマであるなど、実務SAでも法改正&新法の知識は重要です。法学SAと同様、SA2026で十分に対策しておきましょう。

法改正&新法SA対策の重要性が  
分かったかな!?  
それでは早速、次頁から  
法改正&新法SAに……Let's go!!



次は、令和7年5月28日に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）についての記述であるが、誤りはどれか。

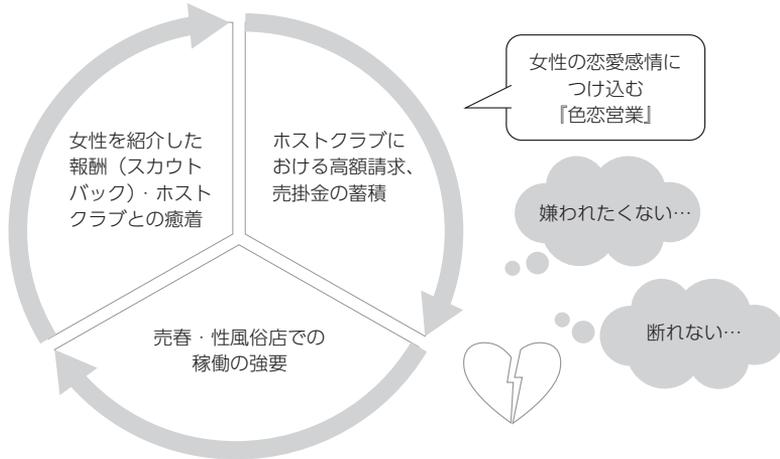
- (1) ホストクラブにおいて、遊興又は飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホストや経営者から、その支払のために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案が社会問題化していることから、風営法の改正が行われた。
- (2) 接待飲食等営業を営む風俗営業者の遵守事項（してはならない行為）として、「別れたくないならシャンパン入れて」といった、客の恋愛感情等につけ込んだ飲食等の要求が規定された。
- (3) 接待飲食営業を営む風俗営業者は、客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為により金銭を得ること等を要求する行為をしてはならない。
- (4) 性風俗店を営む者がスカウト等から求職者の紹介を受けた場合に紹介料を支払う、いわゆるスカウトバックが禁止されることとなった。
- (5) 風俗営業の無許可営業等に対する罰則が強化され、違反者に対しては、これまで2年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金（併科あり）であったところ、5年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金刑（併科あり）が科されることとなった。

**正解** (3)× 「接待飲食等営業を営む風俗営業者」は誤り。枝文のような禁止行為の主体となるのは、「接待飲食営業を営む者」（風営法2条1項1号の営業を営む者のみ）である。例えば、ホストクラブでホストが「ナンバーワンになれば結婚しよう。だから売春してお金作って、俺のために金出して。」などと客に言うような場合が考えられ、罰則規定もある（風営法22条の2、53条2号）。

**解説** (1)悪質ホストクラブといわれるものであり、売春防止法（困惑売春）や職業安定法違反（有害な業務の紹介やマインドコントロールによる職業紹介）等での検挙を行っていた。(2)風営法18条の3第2号。この他にも、料金の虚偽説明や、注文していない飲食等の提供についても遵守事項となっている。(4)風営法28条13項、53条7号。違反者には、6月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金刑が科せられ、併科もあり得る。(5)風営法49条1号。両罰規定の適用もあるところ、法人についても、200万円以下の罰金刑から3億円以下の罰金刑へと大幅に引き上げられた（同法57条1項1号）。

# 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律①

## ■ 背景 ~負の連鎖・性産業との結びつき~



## ■ ホストクラブとは

「接待飲食営業」(法 2 | ①) : 設備を設けて客の接待をして遊興又は飲食をさせる営業形態

## ■ いわゆるスカウトバックの禁止



(法 28 X III、31条の 3 I)

性風俗店の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合、当該紹介をした者又は第三者に対し、対価として金銭等を提供する等をしてはならない。

違反した場合 (法 53 ⑦) : 6 月以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金※併科あり  
(法 57 I ②) : 両罰規定、100 万円以下の罰金

なお、女性が売春して得た収入をスカウトバックとして受け取れば、犯罪収益等収受の罪 (組織的犯罪処罰法 11) に該当する。

**SA2026**

---

**問題編**

**常に  
でる**

## 憲法の基本原理

次は、憲法の基本原理についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法は、国民主権、基本的人権の保障及び平和主義の3つを基本原理としている。
- (2) 憲法は、国の最高法規であり、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- (3) 憲法前文は、国家の意思が形成される場合に、それを最終的に決定する最高の権力が国民に存することを宣言している。
- (4) 国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
- (5) 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として絶対的に保障されているため、いかなる制限も受けることはない。

**正解** (5)× 「絶対的に保障」「いかなる制限を受けない」は誤り。基本的人権といえども絶対無制限のものではなく、公共の福祉によって制約を受ける(憲法12条、13条等)。

**解説** (1)憲法前文。国民主権主義は、前文第1段第1文の「日本国民は……ここに主権が国民に存することを宣言し」という表現で明示されている。基本的人権の保障は、13条～40条の具体的規定のほか、前文第1段第1文の「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」というくだりが、その表れである。平和主義は、9条のほか、前文第1段第1文の「再び戦争の惨禍が起こることのないように」という箇所が、その表れである。(2)憲法は、我が国の最高法規であり、法体系の最上位に位置するため、他のあらゆる法規範に優位する(憲法98条1項)。(3)また、憲法1条にも主権が国民に存することが明示されている。(4)条約は、国家間の合意であり、国際協調の観点から誠実に遵守しなければならない(国際協調主義、憲法98条2項)。

## 天皇の地位と権能

次は、天皇の地位と権能についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
- (2) 天皇は、憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する機能を有しない。
- (3) 天皇の国事行為に伴う責任は、内閣と国会が連帯して負う。
- (4) 内閣総理大臣と最高裁判所長官の任命は天皇が行うが、実質的な決定は、内閣総理大臣の任命にあっては国会が、最高裁判所長官の任命にあっては内閣が行う。
- (5) 天皇が精神若しくは身体の重大な疾患又は重大な事故により国事行為を自らすることができない場合は、摂政を置き、摂政は、天皇の名で国事行為を行う。

**正解** (3)× 「内閣と国会が連帯して負う」ではなく、「内閣が負う」が正しい(憲法3条)。憲法3条は、天皇が内閣の指示どおりに行動した場合において、内閣の指示内容が違法・不当なものであったときには、その責任を負うべきは内閣であることを明らかにしたものである。

**解説** (1)憲法1条。本条の意義は、天皇を主権者としていた大日本帝国憲法1条と比較することにある。主権者が天皇から国民に代わったこと、天皇は象徴としての位置を有するにすぎないことを言わんとしている。(2)憲法4条1項。なお、国事に関する行為(国事行為)としては、①憲法7条1号から10号に列举されている行為のほか、②憲法6条に挙げられている内閣総理大臣の任命及び最高裁判所長官の任命、③憲法4条2項に規定する国事行為の委任がある。(4)誰を内閣総理大臣にするか(これを指名という)は、国会が決定している(同法6条1項)。また、誰を最高裁判所長官にするか(指名)は、内閣が決定している(憲法6条2項)。(5)①天皇が成年に達しないとき、②精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為を自らすることができないときは、天皇の国事行為を代行するため、摂政が置かれる。「重大な事故」には、長期の外国旅行等を含む(憲法5条、皇室典範16条)。

**SA2026**

---

**問題編**

**よく  
でる**

## 基本的人権の限界

次は、基本的人権の限界についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 基本的人権は全ての個人に平等に保障されるものなので、他者の基本的人権と相互に衝突することがあり、これを調整するために公共の福祉がある。
- (2) それぞれの基本的人権について、公共の福祉に基づく制約が許されるか否かは、個々の人権の性質、制約の態様や程度等を勘案して決められる。
- (3) 基本的人権は、公共の福祉を理由に制約を受けるが、それは憲法に制約の可能性が明文で示されている場合に限られる。
- (4) 公共の福祉のうち、自由国家的公共の福祉とは、各人の自由権の衝突を回避し、各人に公平に自由権を保障し、社会公共の秩序を維持するために人権を制約する原理であり、消極目的規制ともいわれる。
- (5) 公共の福祉のうち、社会国家的公共の福祉とは、経済政策や社会的弱者保護といった社会権の基本権を実質的に保障するために人権を制約する原理であり、積極目的規制ともいわれる。

**正解** (3)× 「憲法に制約の可能性が明文で示されている場合に限られる」は誤り。公共の福祉による制約は、全ての基本的人権に内在する制約であるため、憲法12条、13条、22条1項、29条2項といった明文に現れた権利以外の場面でも制約を受ける。

**解説** (1)憲法12条、13条。公共の福祉は、人権同士の衝突を調整するための実質的な公平の原理と定義される。(2)公共の福祉は人権間の矛盾・衝突を調整する原理であるが、衝突する人権の性質の違いにより、制約の具体的内容が変わり得る。そのため、当該制約が許されるかどうかは、人権の性質、制約の態様や程度等を勘案して決められる。(4)自由国家的公共の福祉は、内在的制約原理とも呼ばれ、憲法12条や13条の公共の福祉がこれに当たる。全ての人権に対する制約原理となる。(5)社会国家的公共の福祉とは、政策的制約の原理ともいわれ、憲法22条や29条の公共の福祉がこれに当たり、経済的自由権の制約原理である。

次は、法の下の平等についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 法の下の平等という「法」とは、憲法、法律、政令、府省令、条例等の成文法のみならず、判例法や慣習法も含めた一切の法規範を指す。
- (2) 法の下の平等とは、既存の法の適用又は執行における平等を意味するほか、法そのものの内容の平等も意味する。
- (3) 憲法14条1項後段の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」は、禁止される差別の事由を限定的に列挙したのではなく、例示的に列挙したものである。
- (4) 憲法14条3項にいう「栄典」は、その授与が個人に対してではなく、門地に対してなされるべきことを明文化している。
- (5) 憲法の保障する平等は、いかなる差別も許容しない絶対的平等を要求するものではなく、各人の状況や事情等を考慮して、社会通念上合理的と認められる差別的取扱いをすることも許される。

**正解** (4)× 個人と門地が逆になっているので誤り。憲法14条3項は、「栄誉、勲章その他の栄典の授与」の効力を、それを受ける個人の一代限りのものとし、栄典の世襲制を禁止し、門地（家柄や生まれ）による特権を防ぐものであるから、むしろ栄典を門地に与えることを禁じるものである。

**解説** (1)法の下の平等という「法」とは、定立された形式的意味の法のみならず、全て実質的意味の法を指す。(2)法の内容に不平等な取扱いが定められていれば、いかに平等に適用しても、平等の保障はされないことから、法内容の平等が保障されなければならない。(3)憲法14条1項の列挙事由は例示にすぎず、その他の理由による不合理な差別も禁止される（最大判昭39.5.27）。(5)最大判昭25.10.11。なお、「各人の状況や事情等を考慮して、社会通念上合理的と認められる差別的取扱いをすること」を相対的平等という。性別、年齢、職業などの違いに応じて区別をすることは、合理的な理由があれば当然に許される。

**SA2026**

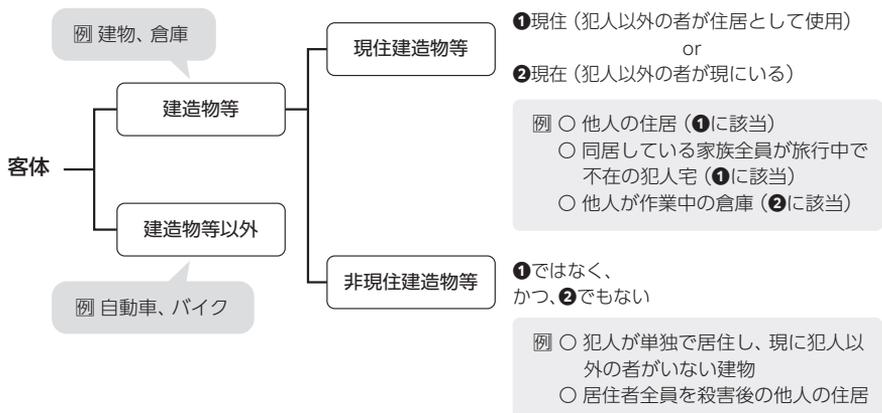
---

**法学ナビ**

---

# 放火罪

## ■ 放火罪の客体

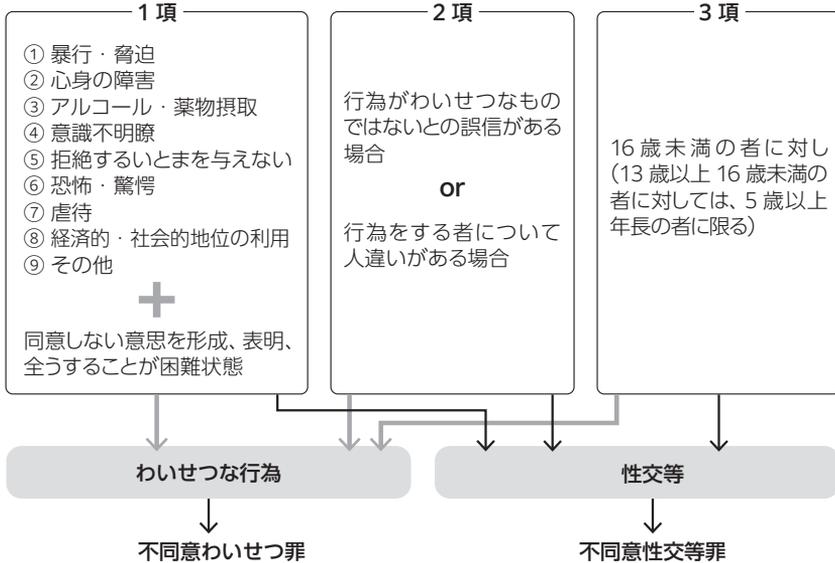


## ■ 放火罪の類型

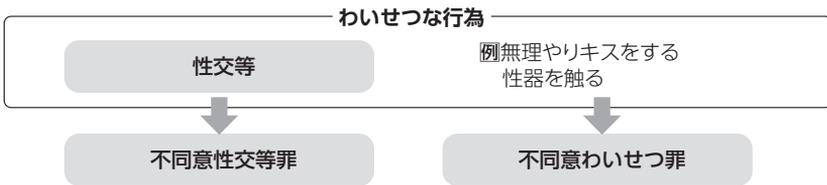
罪名	客体		行為	結果	未遂	予備
現住建造物等放火罪 (108)	建造物等	現住	放火	目的物の焼損により直ちに既遂 (抽象的危険犯)	○ (112)	○ (113)
非現住建造物等放火罪 (109)		非現住				
建造物等以外放火罪 (110)	建造物等以外	他人所有 (I)		目的物の焼損 + 公共の危険の発生 (具体的危険犯)	×	×
		自己所有 (II)				

# 性的自由に対する罪

## ■ 不同意わいせつ罪と不同意性交等罪



不同意性交等罪と不同意わいせつ罪との違いは、実行行為が「性交等」であるか、「わいせつな行為」であるかの点にある。



## ■ 令和5年法改正後の「性交等」について

改正前の「性交等」	改正後の「性交等」
<ul style="list-style-type: none"> <li>○(膣)性交</li> <li>○肛門性交</li> <li>○口腔性交</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(膣)性交</li> <li>○肛門性交</li> <li>○口腔性交</li> <li>○膣又は肛門に陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為であってわいせつなもの</li> </ul>